

監査委員公表第6号

## 監査等の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成30年6月29日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎  
同 柳下 雅子

- 1 監査年月日  
平成30年6月20日から6月26日まで
- 2 監査等対象機関  
社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会  
(1) 健康子ども部健康・スポーツ課  
(2) 福祉部福祉課
- 3 監査等の種別  
財政的援助団体等の監査  
(1) 公の施設の指定管理者  
(2) 補助団体
- 4 監査等対象  
(1) 平成29年度の寒川町健康管理センターの管理に係る出納その他の事務及び健康・スポーツ課の指定管理に係る出納その他の事務の執行  
(2) 寒川町から交付した補助金(平成29年度分)に係る補助団体の出納その他の事務の執行及び福祉課の上記団体への補助金に係る出納その他事務の執行
- 5 監査の方法  
(1) 指定管理に関する書類の提出を求め、指定管理に係る一連の事務処理や事業が適正に執行され目的が達成されているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。  
(2) 補助金に関する書類等の提出を求め、補助金の目的に沿って事務の執行が適切かつ効率的に行われているかに重点を置き、抽出により書類を監査するとともに事情を聴取し、併せて現地調査を行った。
- 6 監査の結果  
(1) 一部の事務執行において、留意すべき事項が見受けられた。  
○指摘事項  
・施設の維持管理業務の委託の事務処理で、履行確認で不適切な処理が見受けられ、チェック体制も十分ではなかった。(指定管理者)  
・モニタリング等で、履行確認とチェック体制を適切に行うような指導がなかった。(健康・スポーツ課)  
(2) おおむね適正に執行されていると認められた。  
○軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。